

令和8年度山口博物館特別展「やまぐち昆虫発見隊」
ミュージアムショップ運営業務

プロポーザル実施要領

1 目的

令和8年度特別展「やまぐち昆虫発見隊」（参照：別添開催要項）の来館者のために、生き物や自然環境への関心を高める教材や夏休みの自由研究などに関する商品のほか、山口県内の魅力的な土産品や菓子などを販売するショップの出店者を募集する。

2 出店場所

- (1) 施設名 山口県立山口博物館 3階特別展会場内
- (2) 所在地 山口県山口市春日8-2
- (3) 施設概要床面積 21.6㎡ (5.6×4m) [別紙図面を参照]

3 営業条件

- (1) 営業内容 ミュージアムショップの運営
- (2) 営業日 令和8年特別展「やまぐち昆虫発見隊」の開館日に合わせる。具体的には、8月10日を含む毎週月曜日が休館日となっているので、それ以外の28日間は営業すること。
- (3) 営業時間 原則、9時00分～16時30分
- (4) 設備等 営業に必要な棚類、冷蔵庫、機材等の設置は出店者が負担すること。営業に必要な看板等は出店者の負担とし、設置にあたっては、事前に山口博物館と協議すること。
- (5) 商 品
 - ① 下記の商品を取り扱うこと。
「やまぐち昆虫発見隊」や県立山口博物館の展示コンセプトに沿った製品や山口県内の魅力的な土産品や菓子などの販売
[例]昆虫採集道具、夏みかんを材料に含む菓子類、昆虫ドリンク（冷蔵）、昆虫食、昆虫郷土工芸品、自由研究キットなど
これらの売上料の5%を山口博物館の利益とする。
 - ② 委託者からの依頼販売
特別展内で使用する工作キットの販売（1個300円（税込）、計3,600個程度）、お絵描き用紙付き体験チケット（1人100円）の徴収等を依頼する予定。工作キットの売り上げ及びチケットの10%は、販売手数料として出展者へ支払う。

4 使用許可及び使用料について

(1) 使用許可形態

地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用の許可

(2) 使用料等

- ① 山口県行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第2条に基づいて算出した使用料(25,000円程度)
- ② 使用料の支払は、山口県が指定する日までに指定する納付書にて納入すること。
- ③ 運営事業者が使用した光熱費等については、運営事業者が別途実費負担とする。
- ④ 消耗品及びその他の営業に関わる一切の経費、修繕費、廃棄物処理費は、運営事業者の実費負担とする。

(3) 使用許可期間

令和8年7月6日(月)～令和8年8月25日(火)

※ 出店者決定後、「行政財産使用許可申請書」の提出が必要です。

5 留意事項

- (1) 山口県財産管理規則等の関係諸法規を遵守すること。
- (2) ミュージアムショップ運営に係る使用許可の条件を遵守すること。
- (3) 第三者への転貸は行わないこと。
- (4) 火気は使用しないこと。
- (5) 業務の再委託は原則禁止とするが、下記の掲げる条件を満たし、実行委員会との協議の上、書面による承諾を受けた場合に限り、これを認める。
 - ア 再委託の業務及び業務内容が主たる業務ではないこと。
 - イ 再委託の理由が社会通念上妥当であること。
 - ウ 再委託の相手方の履行能力に疑義が無いこと
 - エ 再委託の相手方が当該業務の企画提案書提出者ではないこと
 - オ 再委託契約金額が妥当であること
 - カ その他契約の適正な執行に支障が生じる恐れが無いこと
- (6) 売上金及び商品は、運営事業者が責任を持って管理すること
- (7) 本業務に伴うゴミ等廃棄物については、実行委員会の指導に基づき、運営事業者において処理すること。
- (8) 運営事業者は、出店終了後に収支報告書を実行委員会に提出すること。
- (9) 実行委員会の事業及び取組並びにサービス向上に協力すること。
- (10) 公の施設内であることを理解し、博移館にふさわしい商品選定、商品陳列、ならびに従業員の接客態度および服装等に配慮すること。
- (11) 訪日外国人客を意識した多言語対応などのインバウンド対応に努めること。

- (12) 運営事業者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合は、速やかに実行委員会に報告すること。
- (13) 次に掲げる事項に該当するに至った場合は、使用許可を取り消す場合がある。
 - ア 使用許可に係る条件に違反する場合
 - イ 運営事業者が、正当な理由なく実行委員会との協議に応じない場合、並びに必要な指示等に従わない場合
 - ウ その他、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合、又は著しく社会的信用を損なう行為があると認められるとき。
- (14) 上記により使用許可が取り消された場合、実行委員会は運営事業者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、運営事業者は山口県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (15) 退去時には、使用場所を原状回復すること。
- (16) その他、定めのない事項並びに疑義の生じる事項については、実行委員会との協議の上決定するものとする。

6 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること

- (1) 山口県内に本店・支店・営業所を有する者（個人の場合は住民票）。又は、山口県内でミュージアムショップの運営実績がある者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、県税（山口県に対し納付義務があるもの）を滞納していないこと。

7 スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付期間	令和8年5月12日（火） 令和8年5月19日（火） 17時まで	質問票【様式5号】に記載の上、電子メールで提出してください。題名を「プロポーザル質問事項」としてください。※電話・ファックス等での質疑応答は行いませんので御注意ください。
現地説明会（希望者のみ）	令和8年5月14日（木） 13:30～16:00	

質問回答	令和8年5月21日（木） 17時まで	質問に対し、電子メールまたはホームページで回答します
参加申請書・企画提案書（添付書類一式を含む）提出期間	<u>令和8年5月28日（木）</u> <u>17時まで</u> （必着）	郵送又は持参してください。 提出場所：山口県立山口博物館 （山口県山口市春日町8-2）
プレゼンテーション及び運営事業候補者の選定	令和8年6月4日（木） 10:00～	プレゼンテーション後の審査委員会において運営事業候補者を選定します。
選定結果の通知	令和8年6月16日（火） 以降	参加者に文書で通知します。
目的外使用許可等事務手続	令和8年6月23日（火） ～	申請書提出、許可手続
会場設営準備	令和8年7月6日（月） 以降	

8 提案書等の内容

（1）提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、実行委員会のミュージアムショップ運営における具体的な取組方法について提案を求めるものである。本実施要領等において記載された事項以外の内容を含む提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

（2）提案書の作成方法

提案書の様式は、別添に示すとおりである。なお、会社名は指定された欄以外に記載しないよう注意すること。

（3）資料、提案書の内容に関する留意事項

次表に挙げる事項に留意し作成すること。なお、文字のサイズは10ポイント以上とする。

提出書類	内容に関する留意点
参加申請書 【様式1号】（1部）	令和8年5月28日（木）17時までに必着 ※持参または郵送（必着）
会社概要書 【様式2号】（1部）	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要について記載する。 ・法人：商業登記簿謄本 個人：身分証明書（①②の2種類） <ul style="list-style-type: none"> ① 本籍地の市区町村が証明するもの ② 「登記されていないことの証明」（成年被後見

	<p>人、被保佐人とする記録がない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書 ※コピー可 <p>法人：① 国税（法人税、消費税及地方消費税）について滞納がないことが証明できる税務署長の証明。</p> <p>② 山口県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明（山口県内に本店・支店・営業所がない場合は不要）</p> <p>※受付日の前3か月以内の日付で発行されたもの。</p> <p>個人：① 国税（申告所得税及復興特別所得税、消費税及地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明。</p> <p>② 山口県の県税（個人の県民税を除く全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明（山口県内に住民票がない場合は不要）</p> <p>③ 山口県の個人の県民税について滞納がないことが確認できる市町長の証明（山口県内に住民票がない場合は不要）</p> <p>※受付日の前3か月以内の日付で発行されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社案内書等（作成している場合のみ）
<p>業務実績 【様式3号】（1部）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の内容と実績を記載する。 ※ 特にミュージアムショップの経営実績、小売、販売の経営実績があれば優先的に記載すること。 ・実績は直近5年分の業務を対象とする。
<p>暴力団排除に関する誓約書兼同意書 【様式4号】（1部）</p>	
<p>企画提案書 （紙7部、電子1部 様式自由）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するにあたっての提案として、A4判10枚以内（横向き）で以下の点について記載すること。なお、様式は自由とする。 ① 特別展の特色を生かし、山口博物館にふさわしいミュージアムショップについて、どのように考えているか。 ② 来館者がミュージアムショップに求めているものと、そのニーズへの対応、集客力の増加についてどのように考えているか。 ③ 実施体制（従業員配置、能力、勤務体制、教育体制など） ④ 予定商品構成、価格設定、売場レイアウト案

	<p>⑤ 「「やまぐち昆虫発見隊」関連商品」の提案について</p> <p>※ 「「やまぐち昆虫発見隊」関連商品」とは、生き物や自然環境への興味・関心を引き出す商品で、斬新で独創的、PR効果が高い商品が望ましい。ミュージアムショップ運営者が新規に開発してもよい。</p> <p>⑥ インバウンド客など訪日外国人客への対応についての具体案</p> <p>⑦ 「やまぐち昆虫発見隊」及びミュージアムショップの認知度を高めるための情報発信について</p>
--	---

(4) 資料の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(5) 資料等の提供

次の資料については、ホームページ上に掲載する。

ア 山口博物館特別展の入館者数（令和5年度～令和7年度）

イ 山口博物館3階平面図

ウ 目的外使用許可部分 位置図

※上記資料以外に貸与希望があれば、事務局と協議すること。

9 選考方法

プレゼンテーション審査の実施

ア 実施日時等

日時及び場所は、提案書受付後に別途通知する。プレゼンテーションは、業務担当者から提案書についての説明（準備時間を含め15分）の後、質疑応答（5分）を行う。（1社の所要時間は計約20分程度）

イ 出席者

業務担当者を含め3名までの同席を認める。説明は、主たる業務担当者が行う。

ウ 説明資料等

プレゼンテーション時に新たな資料の提示は認めない。ただし、提案書に記載された図表等の拡大や、提案書の記載内容を整理した資料の提示及びプロジェクターでの投影（パソコン使用）は認める。

パソコンは持参すること。プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。

10 審査結果の通知等

(1) 審査基準に基づき審査を行い、全審査員の総得点合計が最も高い提案者に「決定通知書」を送付する。

※ 同点の者がいる場合、審査項目3～8の総得点合計が高い提案者に決定する。

※ さらに同点の場合、審査項目2（業務実績）の総得点合計が高い提案者に決定する。

(2) 運営事業者として決定されなかった者に対しては「非決定通知書」を送付する。

11 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、この書面に示された条件に適合しない場合
- (6) 参加申請者が1者の場合であっても、審査、選考を行う。

12 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 資料及び提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、選定手続きに必要な範囲において複製する場合がある。
- (4) 提出期間以降における関係書類の差替えや再提出は認めない。
- (5) 提出された書類等は、このプロポーザルの審査以外に使用しない。

13 事務局（問合せ先）

令和8年度特別展「やまぐち昆虫発見隊」担当 大森、宇佐波

住所：〒753-0073 山口県山口市春日8-2

山口県立山口博物館内 特別展実行委員会事務局

電話番号 083-922-0294 FAX 083-922-0353

E-mail : a50701@pref.yamaguchi.lg.jp